

平成 23 年 6 月 8 日

丸吉日新堂印刷株式会社 御中

公益財団法人日本盲導犬協会
普及推進事業統括室
ゼネラルマネージャー 高野 秀一



お 礼

拝啓 貴殿におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度はあたたかいご寄付を賜りまして、職員一同心よりお礼申し上げます。貴殿からのご寄付は、「視覚障がい者の社会参加と自立推進の一助としての盲導犬育成」のために、大切に活用させていただきます。

現在、日本全国で活躍する盲導犬の数は 1,067 頭（平成 23 年 3 月 31 日現在）です。しかし、まだ数多くの目の不自由な方々が、盲導犬と歩きたいと希望し、盲導犬と一緒に新たな一步を踏みだすことを心待ちにしています。公的助成の少ない私たち日本盲導犬協会にとって、その財源の約 95%は、皆様からのあたたかいお気持ちに支えられております。

また、盲導犬を取り巻く環境は、平成 15 年に身体障害者補助犬法が施行されたことで、盲導犬ユーザーと盲導犬の社会参加へ大きな前進をもたらしてくれました。そして法改正により、平成 20 年 4 月より都道府県に相談窓口が設けられ、また同年 10 月からは従業員 56 名以上の事業所での補助犬受け入れが義務づけられました。市民のみなさまのご理解ご協力のもと、あらゆる場面の受け入れが更に進むことが期待されています。

日本盲導犬協会では、継続的に年間 50 頭以上の盲導犬を育成する目標を掲げ、職員一同さらに努力していく所存です。

どうか私たちの活動をご理解いただきまして、今後とも末永い応援をいただけますようお願い申し上げます。

敬白

《 御 礼 》

062-0041
札幌市豊平区福住一条1-12-1

丸吉日新堂印刷株式会社

営業部
長尾 利華 様

J05189

日本で活躍する盲導犬 1,070頭

(2010年3月末)

日本盲導犬協会ホームページアドレス

<http://www.moudouken.net>

HPからクレジットカードで寄付することができます。

公益財団法人日本盲導犬協会の事業にご理解を賜り誠にありがとうございます。このたびいただきましたご厚志は、盲導犬育成のために大切に使用させていただきます。

日本盲導犬協会は昭和42年設立以来、目の見えない人、目の見えにくい人が、行きたい時に行きたい場所へ安全に行くことができるよう盲導犬育成に精進してまいりました。その結果、平成21年度には47ユニットの盲導犬を育成することができました。

これからも一頭でも多くの盲導犬を育成できるよう、職員一同愚直に努力を重ねてまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 6 月 8 日

公益財団法人 日本盲導犬協会

公益財団法人への寄付金と税金について

公益財団法人日本盲導犬協会は、内閣総理大臣から公益財団法人として認定され、当協会に対する寄付金（賛助会費を含む）は減免税の対象となります。

1. 個人の寄付金の場合

公益財団法人に対する寄付金のうち、個人については、特定寄付金として寄付金控除限度額まで確定申告の際に「寄付金控除」が認められます。

■個人の寄付金控除の限度額

- 次のいずれか低い方の金額－2千円＝寄付金控除額
- イ その年に支出した特定寄付金の額の合計額
- ロ その年の総所得金額等の40%相当額

税金控除を受けるための手続き

控除を受けるためには、確定申告又は法人税申告の際に次の書類を添付してください。

- ・当協会が発行した寄付金の領収証（下部領収書）

2. 法人の寄付金の場合

法人については、その寄付金を支出した法人の区分に応じてそれぞれ計算した金額内で、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入されます。

■法人の寄付金控除の限度額

- 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（(2)に掲げるものを除く）
 $(\text{資本金} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times 1/2 = \text{損金算入額}$
- 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの、一般財団法人及び一般社団法人（非営利型法人に該当するもの）並びにNPO法人等のみなし公益法人等
 $\text{所得金額} \times 5\% = \text{損金算入額}$

注) 寄付金控除額の計算方法は変動しますので、詳しくは国税庁にお問合せ下さい。

J05189

領 収 書

No.

30501

丸吉日新堂印刷株式会社

様

★ ￥42,600 -

平成 23 年 6 月 2 日

上記金額正に領収いたしました。

寄付として



公益財団法人
につき、収入
印紙は貼付い
たしません

金額の訂正及び取扱者印のないものは無効です



公益財団法人
日本盲導犬協会
理事長 井上 幸彦
〒150-0045 東京都渋谷区神泉町21-3-3F
TEL: 03-5452-1266 FAX: 03-5452-1267

当協会は、所得税法施行令第217条第3号及び法人税法施行令第77条第3号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。